

入 札 説 明 書 類

件名：臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式

令和8年8月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

- ①入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ②仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ③契約書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。
- ④質疑書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑤ご担当者連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ④～⑤：期限(令和8年8月17日)までにメールにて提出すること。
また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。
- ⑥競争参加資格確認関係書類・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑦誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 種
- ⑧保険料納付に係る申立書・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑥～⑧：期限(令和8年8月27日)までに提出すること。
- ⑨適合証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑨：期限(令和8年8月21日)までに提出すること。
- ⑩入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。
また、提出期限(令和8年8月28日)を厳守すること。
- ⑪入札書等記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑫入札辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑫：応札しない場合、令和8年8月28日までに提出すること。
- ⑬委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑭年間委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、
開札当日(令和8年8月31日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式」にかかわる入札公告（令和8年8月 3日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

（1）契約件名 臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式
（2）仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。

（3）契約期間 自：契約締結日 至：令和9年3月31日

（1）機器設置期限：令和8年12月28日

（2）保守期間 自：令和9年1月1日 至：令和9年3月31日

（4）納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 J.NODE Lab 健都3階

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 AI健康・医薬研究センター

（5）入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

（6）入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

（1）契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

（2）令和7・8・9年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。

（3）当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。

（4）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（5）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（6）その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

（7）公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

（8）暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

（9）法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

（10）「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切

な管理能力を有している事業者であること。

- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

- 注）各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 提出書類等

- (1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和8年8月17日（月）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス：keiyaku@nibn.go.jp

- (2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類等をそれぞれの提出期限までに、下記5（1）の場所に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (イ) 適合証明書

令和8年8月21日（金）17時00分まで

- (ロ) 本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）

令和8年8月27日（木）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。

（※）の書類等とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）

- (3) 入札書

提出期限は令和8年8月28日（金）17時00分（郵送の場合も同様）

詳細は下記5を参照。

- (4) 入札辞退届

応札しない場合、**開札前日**（令和8年8月28日）までに提出すること。

- (5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、**開札当日**（令和8年8月31日）に**開札会場へ持参**すること。

5 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約係

電話072-641-9824

- (2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年8月31日開札 臨床個人

調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式入札書在中」と記載しなければならない。

- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年8月31日開札 臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

（3）入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（5）代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

（1）開札の日時及び場所

令和8年8月31日（月）10時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

（2）開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

（3）落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。

③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。

④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

仕様書

「臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備一式」

1. 調達の背景及び目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「当所」という。)では、難病等データベース(指定難病患者情報又は医療費支給認定情報等を収集したデータベース)に蓄積された臨床個人調査票(以下「臨個票」という。)を活用し、指定難病患者の個別化医療に資する研究を実施する。

本調達では、当該研究の円滑な実施に必要な、隔離環境で臨個票データを扱うための解析用システムを構築する。なお、解析用システムソフトウェアについては本件の調達対象外とする。

2. 調達の適用範囲

本仕様書は、臨個票データ解析に必要な機器の調達、セットアップ、保守等、受注者が実施する業務に適用する。

3. 品名及び数量

臨床個人調査票データ解析システム一式(詳細は別紙のとおり)

4. 契約期間

自:契約締結日 至:令和9年3月31日

(1)機器設置期限:令和8年12月28日

(2)保守期間:自:令和9年1月1日 至:令和9年3月31日

5. 納入場所

大阪府摂津市千里丘新町 3-17 J.NODE Lab 健都3階

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 AI健康・医薬研究センター

6. 検査・検収

- (1) 受託者は、本業務終了後、当所担当者による検査・検収を受けなければならない。
- (2) 本業務は、当所担当者による検査・検収に合格した時をもって履行完了とする。
- (3) 検査・検収の結果、不合格となった場合は、当所の担当者による指示に従い遅滞なく対応し、再度の検査・検収を受け、これに合格しなければならない。
- (4) 本業務の検査・検収に合格した後、受託者は本業務にかかる対価を請求することが出来る。

7. 納入物

受注者は、以下(2)(3)(4)(6)の書類を紙媒体 1 部及び電磁的記録媒体(DVD-R 等)1 部で納入すること。ただし、当所担当者が別途指示した場合はこ

れに従う。電磁的記録は不正プログラム対策ソフトウェア等で確認し、不正プログラムを混入させないこと。納入物に係る費用は受注者が負担すること。

(1) 臨床個人調査票データ解析用システム機器一式(別紙参照)

(2) 構成図

ハードウェア構成図、納入機器一覧、基本設計書、詳細設計書(パラメータシート)、ネットワーク接続図その他当所担当者が指示する資料を、機器設置後 30 日以内(休日を除く。)に提出し、当所担当者の承諾を得ること。電磁的記録は、Microsoft Word 2026、Excel 2026、PowerPoint 2026 で読み込み可能な形式又は PDF 形式とすること。

(3) 作業報告書

動作確認並びに構築作業等に係る作業報告書を提出すること。

(4) 作業完了報告書

動作確認並びに構築作業等の作業が完了した場合は、作業完了報告書を提出すること。

(5) 構築・設定に係る手順書

以下に掲げる機器ならびにシステム設定に係る手順書を当所担当者の指示に基づき提出すること。

① 「操作ログ」の記録、監視の設定、及び確認方法に係る手順書

② バックアップの設定、及びバックアップデータの復旧に係る手順書等

③ その他、当所担当者と協議の上で必要と判断された手順書

(6) 設置にあたっての議事録

構築作業等に係る当所担当者との会議議事録、会議に係る配布資料等を提出すること。

(7) 実施体制図及び保守実施計画書並びに情報セキュリティ管理計画書

保守対応及び情報セキュリティ管理に係る、実施体制図、保守実施計画書並びに情報セキュリティ管理計画書を提出すること。

(8) その他の成果物

当所担当者との協議により必要と判断された成果物を提出すること。

8. 搬入・設置

受注者の責任と費用負担で、当所担当者の指示する場所へ搬入・設置し、梱包箱、残ケーブル等の不要物を撤去すること。

9. その他事項

(1) 本調達の成果物に関する責任は受注者が負う。当所担当者が変更又は修正を必要と認めた場合、受注者は速やかに対応し、修正後の納入物を再提出す

ること。

- (2) 本仕様書の記載事項又は記載のない事項に疑義が生じた場合は、当所責任者と協議し、その決定に従うこと。
- (3) 納入期限を変更する必要がある場合は、発注者及び受注者双方が協議の上、変更契約等の手続きを行うものとする。ただし、変更後の納入期限は、本契約に係るすべての検査(機器設置の検収及びシステム全体の検査・引渡し)が同一会計年度内(当該事業年度の3月31日まで)に完了する範囲に限るものとする。

機器の仕様等

1. 調達基本要件

- (1) 本調達は新品であること。
- (2) ハードウェア及びソフトウェアは、製品の動作が保証又は確認されたものであること。
- (3) 有償ソフトウェアについては使用期間 3年以上のライセンス契約を結んだソフトウェアとすること。
- (4) 提案システムの構成品一覧(メーカー名・型番・計算機(以下「PC1」))についてはメーカー仕様書を提出すること。
- (5) 納入後1年以内に発見された本調達機器等の不具合は、受注者の責任と費用負担で迅速に対応すること。
- (6) ハードウェアは、市場で調達可能で、調達時点で最新かつ稼働実績が豊富であり、受注者が動作保証できるものとする。
- (7) ハードウェアは、国内外の公的機関によりセキュリティ上の懸念が指摘されていないこと。
- (8) ソフトウェアは、調達時点で最新かつ稼働実績が豊富であり、受注者が動作保証できるものとする。
- (9) 納入時点で最新のセキュリティパッチ及びファームウェアを適用すること。
- (10) 本調達機器等に搭載するソフトウェアのバージョンは、当所担当者と協議して、確定すること。
- (11) 本調達機器等の構成及び配置は、運用環境を考慮し、可能な限り最新技術を採用すること。

2. 調達機器要件(臨個票データ解析システム)

(1) 「PC1」一式

- ① タワー型ワークステーション
- ② 中央処理装置：3.5GHz 以上、32 コア以上
- ③ 主記憶装置：256GB 以上
- ④ 補助記憶装置：SSD 2TB 以上、HDD 8TB 以上、DVDドライブがついていること。
- ⑤ キーボード/マウス/盗難防止ロックポートがついていること。

⑥ OSは Windows Server 2025とする。

⑦ 3年間のオンサイト保守をつけること。

(2) 静脈認証装置(管理ツール含む)

サーバ用 一式 + クライアント用 一式

(3) 10G スイッチングハブ 8ポート以上 一式

(4) UPS 管理ソフト・USB ケーブル(2m) 一式

(5) 資産管理ツール(操作ログ監視ソフト) 一式

(6) ウイルス対策ツール(ウイルス対策ソフト) 一式

(7) シリンダ錠付セキュリティワイヤー(2m) 三式

(8) USB ポート及び LAN キャップ USB-A、USB-C、LAN用 各 15 個
以上

(9) LAN ケーブル CAT6 相当以上 3m×5 本

3. 機器設置要件

受注者は、以下の要件に基づき機器を設置すること。

(1) 受注者の責任で指定場所へ機器を搬入・設置し、既存の機器も含めて配線及び接続確認を行うこと。

【既存の機器】

- ・ Windows11 Pro 計算機(PC2)
- ・ NAS(Minisforum N5 MAX AI NAS)
- ・ UPS(APC Smart-UPS 1500 LCD 100V SMT1500J)

(2) PC1、PC2、NAS を閉鎖ネットワークで構成すること。

(3) PC1、PC2 に静脈認証装置を接続すること。

(4) PC1、PC2、NAS を UPS に接続すること。

(5) PC1、PC2、NAS それぞれに盗難防止ロックを設置し、必要な物理的セキュリティ措置を講じること。

4. 機器設定要件

(1) PC1

① Windows Server2025、Linux 仮想環境の構築を SSD に行うこと。

- ② PC1 の Linux 領域からデータ領域へアクセスできるよう設定すること。
 - ③ PC1 の Linux 環境で Singularity 及び Docker を動作できるようにすること。
 - ④ データ領域へ PC2 から ssh、ネットワークマウントでアクセスできるよう設定すること。
 - ⑤ PC1 の OS 環境、Linux に対して PC2 からリモートデスクトップ接続でアクセスできるよう設定すること。
 - ⑥ 構築時点で最新のセキュリティパッチ及びファームウェアを適用すること。
- (2) 二要素認証

PC1 及び PC2 で静脈認証、並びに ID 及びパスワードによる認証ができるようにすること。

(3) ウイルス対策

- ① インターネット非接続環境を前提に、ウイルス対策ソフトをインストールすること。
- ② 定義ファイルの定期更新手順(オフライン環境での持ち込み等を含む)を確立し、ウイルスパターンファイルを更新できること。
- ③ 定時フルスキャンを設定し、既知の脅威及び未知の挙動への対策を講じること。

(4) 操作ログ

PC1 及び PC2 に操作ログ監視ソフトを導入し、アクセス履歴、特権コマンド実行、異常挙動等を記録・監視できるよう設定すること。

- ① ログを一定期間保存可能な領域に格納し、管理者が定期確認・監査できる状態にすること。
- ② PC1、PC2での不正操作(ファイル操作等)及び不正デバイス(登録外 USB メモリ等)の接続を検知できるよう設定すること。

(5) バックアップ

PC1 及び PC2 内の指定された領域並びに「操作ログ」を、NAS へバックアップする設定を行うこと。(例:毎週土曜日はフルバックアップ、毎週月～金曜日は 23 時から差分バックアップ)

- ① バックアップの保管期間は 1 か月程度を目途とすること。
- ② バックアップデータは既存 NAS に保存し、データ欠損・破損時に復旧でき

る状態にすること。

- ③ フルバックアップ及び差分バックアップが次回開始時刻までに完了することを確認し、完了しない場合は当所担当者と協議のうえ必要な措置を講じること。

(6) UPS(無停電電源装置)

入力電源異常時に PC1 を自動シャットダウンするようにし、動作確認すること。

(7) 外部基準への適合確認

構築にあたっては、厚生労働省の「指定難病患者データ及び小児慢性特定疾病児童等データの第三者提供に関するホームページ」に掲載されているガイドライン及びマニュアル、その他当所が提示する関連資料を遵守し、要件を満たす構成とすること。

5. 保守要件

(1) 保守基本要件

- ① 保守対応期間は2027年1月1日から2027年 3 月 31 日までとすること。
- ② 受注者は、問合せ受付窓口対応、ハードウェア保守対応及びソフトウェア保守対応を有する機器を調達すること。
- ③ 受注者は、責任体制を明確にするため、実施体制図及び問合せ先等を記載した保守実施計画書を提出すること。これらを変更する場合は、速やかに変更内容を書面で報告し、当所担当者と協議の上、承諾を得ること。
- ④ 障害発生時は、当所担当者が指定するシステム構築事業者及び関連保守業者等と調整・連携し、受注者の責任と費用負担で保守作業を行うこと。
- ⑤ 保守対応は、(2)②に定める受付時間内に受け付けた依頼について、原則として翌営業日までに着手すること。
- ⑥ 保守対応は日本語で行うこと。

(2) システム問い合わせ対応

- ① 受注者は、本調達機器等の問合せ及び保守依頼を一元的に受け付ける窓口を設けること。問合せ対象は、製品及び構成ソフトウェアの不具合とする。
- ② 受付時間は、休日・祝日・年末年始休業日(12/29～1/3)を除く月曜日か

ら金曜日の 9:00～17:30 とし、オンサイト保守対応とすること。

- ③ 厚生労働省等の関係機関からの依頼又は情報システム監査等に伴う当所担当者からの要請に応じ、情報提供及び現地監査対応を行うこと。
- ④ 上記によるものの他、当所担当者からの要請に応じ照会事項、疑義事項に対して回答すること。

(3) ハードウェア保守対応

- ① 調達機器本体に3年以上の無償保証を付帯すること。
- ② ハードウェア障害時は、当該機器又は部品等の調達・交換を迅速に行い、受注者の費用負担で正常稼働を維持すること。
- ③ 本調達機器について、メーカー等が提供するハードウェア保守サービスに準じたサポート及び品質を維持すること。保守サービスレベルは、休日・祝日・年末年始休業日(12/29～1/3)を除く月曜日から金曜日の 9:00～17:30 のオンサイト保守対応とすること。
- ④ 調達機器に障害が発生した場合、上記保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から原則翌営業日にオンサイトで着手し、障害装置の修復又は故障部品の修理を行うこと。保守契約期間中は必要な交換部品を提供すること。
- ⑤ 修理又は交換後、機器が適正に機能することを動作確認すること。
- ⑥ 修理又は交換後等の保守対応が完了した場合は、その内容(日時、事象、原因、処置内容、動作確認手順等)を記載した「完了報告書」を当所担当者に提出すること。また当所担当者が求めた場合、途中経過を記載した報告書等を提出すること。
- ⑦ 保守期間中、ハードウェアの修正ファームウェア適用要否に関する情報を提供すること。

(4) ソフトウェア保守対応

受注者は、本システム納入後、以下のソフトウェア保守及びサポートを行うこと。

① 保守期間及び保証範囲

- イ. 受注者は、検収完了日から契約終了日までの間、本システムに付随するソフトウェア(OS、ミッションクリティカルなミドルウェア、Singularity/Docker 等のコンテナ及びアプリケーション)並びに自動

バックアップシステムの動作を保証すること。

- ロ. 本システムに導入する有償ソフトウェアは 3 年以上の使用契約を結び、3 年以上の動作を保証すること。
- ハ. 保証範囲には、納入したウイルス対策ソフトの継続更新、セキュリティパッチ及びファームウェアの定期更新、不具合・バグの修正並びにシステムの安定稼働を阻害する事象への技術支援を含むこと。

② 通常保守の対応

イ. セキュリティパッチ適用について

- (ア) 受託者はセキュリティパッチの調査を月次で実施し、パッチの特定を行うこと。
- (イ) 本システムに関する緊急適用の必要な OS のセキュリティパッチがあった場合、受託者は当所担当者と検討し協議の上で、可能な限り迅速に適用すること。

ロ. ウイルス対策について

受託者は、最新のウイルスパターンを入手し、適用作業を実施すること。頻度は、月1回以上を想定している。その他、当所担当者にてウイルスパターンファイルを更新することも考慮し、その手順書について作成を行うこと。

ハ. ログ解析

バックアップ状態の確認、イベントログ、アクセスログ、ディスク容量等の情報収集を定期的にオンサイトにて行うこと。頻度は、月1回を想定している。また、本収集した内容をとりまとめ、通常保守に係る作業報告書にて報告を行うこと。また不正な USB 機器の接続などが検出された場合、管理コンソールにアラートが表示される仕組みとすること。

ニ. 拠点の維持・管理作業

資源のライブラリ管理を行うこと。機器不具合による修理や交換、OS やソフトウェアの設定変更等が生じた場合に、更新を行い、必要なドキュメントの修正を行うとともに、通常保守に係る作業報告書にて報告を行うこと。

③ 障害発生時の対応

- イ. システムに不備又は動作不良が発生した場合、当所担当者と協議の上

で受注者は速やかに原因を調査し、修正すること。

- ロ. 本システムはネットワーク隔離環境で運用するため、保守作業(OS パッチ適用、ソフトウェア更新等)が必要な場合は、受注者が当所担当者の指示に従い、適切な手順で実施すること。

④ 障害対応の体制と連絡手段

- イ. 故障又は動作に疑義が生じた場合は、5-(2)「システム問い合わせ対応」に記載の問合せ窓口で対応すること。
- ロ. 問合せ対応時間は、5-(2)「システム問い合わせ対応」に記載の受付時間とすること。
- ハ. 重大な不具合によりシステムが停止した場合、受注者は速やかに状況を確認し、復旧に向けた具体的な対応策を提示すること。

⑤ 保守報告書の提出

- イ. 保守対応又は調査作業等を完了した場合、その内容(発生日時、事象、原因、処置内容等)を記載した保守作業に係る完了報告書を当所担当者へ提出すること。
- ロ. 保守対応、調査作業により機器設定、手順書等が変更された場合、更新履歴と修正ページを明示するとともに、更新履歴と修正後の全編を速やかに当所担当者に提出すること。提出様式は当所担当者より別途指示する。
- ハ. 当所担当者が求めた場合、別途保守対応又は調査作業の途中経過を記載した保守作業に係る報告書を提出すること。

⑥ 動作保証の条件

本システムの品質は、本仕様書で定義した要件及び関連技術(Linux、Singularity、Docker 等)の標準的な仕様の範囲内で保証されるものとする。

6. 満たすべき要件に関する事項

本調達の実施に当たり、実施体制及び以下の要件を満たすことを、書面(様式任意)及び資格証明書等で説明すること。

(1) 実施体制

- ① 本調達に関わる人員の氏名・所属・役割を記載した実施体制リストを、契約

後速やかに提出すること。変更時は当所担当者へ連絡し、更新版を提出すること。

- ② 実施体制については情報セキュリティ担当者を置き、責任体制を明確にすること。
- ③ 遂行責任者は、調達と同等のセキュリティ要件を伴うシステム環境の運用保守業務責任者としての経験を有すること。
- ④ 運用担当者は、公的機関のシステム運用支援経験を有すること。

(2) 応札条件

応札者は以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 以下の資格・認証(又は同等の資格・認証)のいずれもすべて取得していること。

イ. プライバシーマーク付与認定及び、ISO/IEC27001 認証(国際規格)・JIS Q 27001 認証(日本産業規格)の両資格を取得していること。

ロ. 品質管理体制について ISO9001:2008、ISO9001:2015、又は CMMI レベル 3 以上のいずれかの認証を受けていること。

- ② 設置作業ならびに設定作業、および保守作業に係る作業要員に求める資格等の要件のいずれもすべて満たすこと。

イ. 遂行責任者

調達と同等のセキュリティ要件を伴うシステム環境の運用保守業務責任者としての経験を有すること。

ロ. 情報セキュリティ担当者

情報セキュリティ業務の管理及び情報システム設計・構築・運用保守プロジェクトの経験を有し、情報処理安全確保支援士(RISS)、旧情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト試験(SC)又は旧情報セキュリティアドミニストレータ試験(SU)のいずれかの資格を有すること。

ハ. 運用担当者

運用担当者は、公的機関のシステム運用支援経験を有すること。

- ③ 次に掲げる書類のすべてを提出すること。

イ. 6-(1)の実施体制図

ロ. 6-(2)を示す資格証明書類

- ハ. 2「調達機器要件」の PC1 について、技術的に満たすことを示す資料(メーカー仕様書をもって当該資料に代えることができる。)
- ニ. 2「調達機器要件」及び 4「機器設定要件」に定める二要素認証について技術的要件を満たすことを示す提案資料
- ④ 業務遂行にあたり、当所及び関連業者と日本語で円滑にコミュニケーションでできること。

7. 遵守事項

設置、設定及び保守作業では、以下の事項を遵守すること。

(1) 機密保持、資料の取扱い

- ① 受注者は、本業務で当所又は他の受注者が開示した情報及び受注者が作成した情報を、本業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。必要な措置を講じること。
- ② 受注者は、以下に従うこと。
 - イ. 当所から入手した資料等を当所が別途指示する管理台帳等により適切に管理し、以下に従うこと。
 - ロ. 複製する場合は、通し番号等により複製数を管理すること。
 - ハ. 業務に必要ななくなり次第、速やかに当所に返却すること。
 - ニ. 本業務完了後、管理台帳等の情報を削除又は返却し、受注者が当該情報を保持しない旨の誓約書を当所へ提出すること。

(2) 機密保持及び資料取扱いの遵守状況について、当所が報告、実地監査又は調査を求めた場合は、以下のとおり応じること。

- ① 本契約の適切な履行確保に必要な場合、当所担当者が必要な場所に立ち入り、監督及び検査を行う。
- ② 受注者は、作業時に当所担当者から質問、資料提示又は修正要求があった場合、これに応じること。
- ③ 受注者は、各種作業完了時に当所担当者へ報告し、了承を得ること。
- ④ 厚生労働省及びこれに準ずる機関が当所へ指導・助言した場合、受注者もその方針に従うこと。

(3) 遵守する法令等

受注者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

群」、「当所情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ対策実施手順書」の最新版、厚生労働省の「指定難病患者データ及び小児慢性特定疾病児童等データの第三者提供に関するホームページ」に掲載されているガイドライン及びマニュアル、その他当所が提示する関連資料等を遵守すること。必要に応じ「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を参照すること。「当所情報セキュリティポリシー」等は、契約締結後、受注者が守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。また、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法、統計法等の関連法令を遵守すること。

(4) 情報セキュリティ管理

- ① 当所から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ② 情報セキュリティ管理の実施体制及び情報セキュリティインシデントへの対処方法等を記載した情報セキュリティ管理計画書を、あらかじめ提出すること。
- ③ 情報セキュリティ管理計画書を変更する場合は、遅滞なく変更内容を書面で報告し、当所担当者と協議の上、承諾を得ること。
- ④ 本業務の実施にあたり、受注者、従業員、その他の者により、情報システムのハードウェア又はソフトウェアに意図せざる不正な変更が加えられないよう、管理体制を整備すること。
- ⑤ 受注者の資本関係・役員等、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティ資格・研修実績等)・実績・国籍に関する情報を提供すること。
- ⑥ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- ⑦ 情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に確認し、当所担当者へ報告すること。
- ⑧ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、当所の承認を受けた上で実施すること。
- ⑨ 当所が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- ⑩ 本業務の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリテ

ィ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。

- ⑪ 当所から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- ⑫ 当所から受領した要保護情報が不要となった場合は、確実に返却又は抹消し、書面で報告すること。
- ⑬ 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに当所に報告すること。

(5) 再委託に関する事項

- ① 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、ハードウェア保守その他受注者が自ら実施することが困難な業務について、あらかじめ当所の承認を受けた場合は、この限りでない。受注者は、契約時に提出した実施体制に基づき、自らの責任において本業務を遂行すること。
- ② 受注者が本業務の一部を再委託する場合は、以下の条件を満たすこと。
 - イ. 受託者は、受託業務の全部又は受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することはできない。
 - ロ. 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持及び遵守事項)、ガバナンス等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先事業者も負うよう、必要な処置を実施し、当所に報告し、承認を受けること。第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。
 - ハ. 受託者は、受託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額、資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績・国籍等について記載した「再委託に係る承認申請書」を当所に提出し、承認を受けること。また、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「履行体制図」を当所に提出すること。
- ③ 承認を受けた再委託の内容、再委託先又は履行体制を変更する場合は、事前に当所担当者と協議し、承認を受けること。その他再委託に必要な条件は、当所担当者と受注者が協議の上、別途定める。

8. 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 本調達で作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までの権利を含む。）は、受注者が調達の従前から権利を有し、提案書で譲渡不可と明示したものを除き、当所に帰属すること。当所は、納入されたドキュメント類及びプログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 3 に基づき、複製・翻案し、又は第三者に委託して行わせることができるものとする。
- ② 本調達に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本調達で作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者はその使用に必要な費用負担、使用許諾契約等の手続きを行うこと。この場合、受注者は事前に既存著作物等の内容について当所の承認を得ることとし、当所は許諾条件の範囲で使用する。
- ⑤ 本調達に関し第三者との間で著作権侵害に係る紛争が生じた場合、当所の責めに帰すべき場合を除き、受注者の責任と負担で処理すること。当所は、紛争の事実を知ったときは受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛等に協力する。

(2) 契約不適合責任

- ① 受注者は、検収日から 1 年間、成果物に対する契約不適合責任を負うこと。期間内に契約不適合が判明した場合、当所の指示によって生じた場合を除き、受注者の責任と負担で速やかに修正等を行い、指定日時までに再納品すること。修正方法及び修正結果は、当所の承認を得ること。
- ② 当所は、契約不適合の修正等に代えて、通常生ずべき損害の賠償を請求できるものとする。修正後もなお生じる損害についても同様とする。

以上

契 約 書

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔
(以下「甲」という。)と <落札者> (以下「乙」という。)とは「臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式」について、
下記の条項に基づき契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、この契約書に定める事項の外、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲
は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 契約金額は次のとおりとする。

総額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(1) うち機器設置費用 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(2) うち保守費用 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並び
に地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110
分の10を乗じて得た額である。

(内訳明細書の提出)

第4条 乙は、甲が請求したときには、この契約の締結後、速やかに契約金額内訳明
細書を作成し、甲に提出しなければならない。

(履行期限及び納入場所)

第5条 この契約の契約期間及び納入場所は次のとおりとする。

契約期間 自：契約締結日 至：令和9年3月31日

(1) 機器設置納入期限 令和8年12月28日

(2) 保守期間 自：令和9年1月1日 至：令和9年3月31日

納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 J.NODE Lab 健都3階

(契約保証金)

第6条 この契約の保証金は、免除する。

(監督)

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第8条 乙は、全ての業務が終了したときは、別添仕様書に基づき甲の指定する検査職員に通知し、検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、検査終了後、第3条第1項の規定により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第9条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第24条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第13条 乙が第24条及び第26条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第14条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(費用負担)

第15条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第16条 乙は、委託業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

(再委託先の変更)

第17条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(納期の無償延期)

第18条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(著作権等)

第19条 この契約の業務遂行において作成・取得されたデータを含む一切の成果物の所有権及び著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、乙が従前から保有していた著作物、技術に対する知的財産権を除き、甲に帰属するものとする。なお、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

2 乙は、甲の承諾なしに、この契約の業務により作成された成果物を自ら使用し又は第三者に利用させてはならない。

(知的財産等)

第20条 この契約の業務遂行において新たに生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する一切の権利は、甲に属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務（前条に規定する権利を除く。）の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏えいしてはならない。

2 乙は、この契約の業務遂行に必要な従業員以外はこの契約の業務に従事させてはならない。

3 乙は、この契約の業務遂行において、媒体および手段を問わずに甲から開示もしくは提供された秘密情報（以下「本件秘密情報」という。）を第三者に対して開示してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報については秘密情報に含まない。

一 乙が甲より開示を受けた時点で既に公知であった情報。

二 乙が甲より開示を受けた時点で既に所有していたことを文書で証明できる情報。

三 乙が甲より開示を受けた後に乙の責によらずに公知となった情報。

四 乙が正当な権限を有する第三者から適法に入手したことを証明できる情報。

五 乙が甲より開示を受けた情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報。

4 乙は、この契約の業務遂行のために必要な従業員がそれ以外の者に秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じなければならない。

5 乙は、本件秘密情報をこの契約の業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用してはならない。

6 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、この契約の業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写または複製してはならない。また、必要に応じて施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理しなければならない。

- 7 乙は、甲から要請がある場合またはこの契約の業務終了後は直ちに本件秘密情報（複写及び複製したものを含む。）を甲に返還し、または秘密保持上問題のない方法により処分しなければならない。
- 8 乙が本条に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、甲に損害が発生した場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。なお、賠償額については、甲と乙にて別途協議し定めるものとする。
- 9 本条は、この契約の業務終了後も本件秘密情報が秘密性を失う日まで有効に存続するものとする。
- 10 乙は、秘密保持に係る措置の実施状況について、甲が定期または不定期の検査を行う場合には、これに応じなければならない。

（個人情報保護）

- 第23条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（契約の解除等）

- 第24条 甲は乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第25条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行

為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第26条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第28条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第29条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第30条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第31条 甲は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第33条 甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下、「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。民法第562条第1項但書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第34条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(裁判管轄)

第35条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

乙

様式 1

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、甲が乙に開示する次の各号のいずれかに該当する秘密情報の取扱いは情報セキュリティポリシーに準拠して適正に行わなければならない。

一 秘密である旨の表示がなされている資料に記録された情報（書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物）

二 口頭又は視覚的方法により開示され、かつ、開示に際し秘密である旨明示され、開示後14日以内に書面で相手方に対して通知された情報

3 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まないものとする。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲の秘密情報を本業務のみに使用し、本業務の遂行に直接携わる自己の構成員、従業員又は役員（以下「従業員等」という。）に対して開示できるものとする。この場合、乙は、従業員等に対し、本契約上の自己の義務を遵守させるものとする。

3 乙は、甲の秘密情報を事前の文書による承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、乙は、本業務の遂行のために必要な場合に限り、乙の最小範囲の従業員等に対して秘密情報を開示できるものとする。この場合、乙は、本契約において自らに課せられる秘密保持義務と同等の義務を同社に遵守させるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、乙が、管轄官庁又は法令の要請により相手方の秘密情報の開示を命じられた場合は、開示する範囲を可能な限り縮減する等、秘密情報の秘密性を維持するための合理的な措置を施し、甲へ事前に報告した上、当該秘密情報を関係当局に開示することができる。ただし、この開示により当該秘密情報の秘密性は喪失せず、乙は引き続き本契約に従って当該秘密情報を取り扱うものとする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(評価結果の取り扱い)

第5条 乙により本業務の結果得られた情報等（以下「評価結果」という。）は、甲に開示されるものとし、評価結果の取扱い等については甲乙別途協議の上、決定するものとする。乙は、甲の事前の文書による承諾なしに評価結果を第三者に開示又は譲渡してはならない。

(免責)

第6条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方に開示する秘密情報の完全性、正確性、有用性等について保証するものではなく、秘密情報の使用に起因する損害又は特許権その他の権利の侵害に関しては、一切責任を負わない。

(権利不許諾)

第7条 本契約の締結又は本契約に基づく情報の開示によっては、相手方にいかなる特許その他の財産権に関する権利を与えるものではなく、また、当事者間で何らかの取引を開始することを確約するものではない。

(知的財産権)

第8条 乙は、甲から開示された秘密情報に基づいて、発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置及びノウハウの創作が生じた場合には、乙は、直ちに甲に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について甲乙別途協議の上、決定するものとする。

(目的外利用・提供の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提

供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事務従事者への周知）

第11条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第12条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

（資料等の返還等）

第13条 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（秘密情報の返却・破棄）

第14条 乙は、甲が保有する秘密情報に関し、当該相手方が返却若しくは破棄を要求した場合又は本契約が終了又は解約若しくは解除した場合は、直ちに相手方の秘密情報（複写及び複製したものを含む。）の全てを相手方の指示に従って返却又は破棄するものとする。

（損害賠償等）

第15条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し自己が損害を被った場合には、相手方に対して当該損害の賠償を請求できる。

（調査）

第16条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

第17条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、甲の指示に従うものとする。

（譲渡禁止）

第18条 乙は、相手方の書面による同意なしに本契約の全部又は一部をいかなる者にも譲渡してはならない。

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年8月17日（月）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年8月17日（月）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写し
- 2 誓約書（2 種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 適合証明書
- 5 その他参考資料
会社履歴書等

● 提出部数 各 1 部

● 提出期限 令和 8 年 8 月 2 7 日（木） 1 7 時 0 0 分まで

なお、上記 4 の書類については、令和 8 年 8 月 2 1 日（金） 1 7 時 0 0 分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

件名：「臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式」
要件適合証明書

所在地
会社名
代表者名

仕様書 6. 満たすべき要件に関する事項の下記項目について要件を満たしているかどうかを記載すること。代理店が受託者となる場合は、解析担当業者が上記の要件を満たすことを記載すること。なお、回答に記載した内容を確認することができる資料を添付すること。

項目No.	要件	回答
6 (2) ① イ.	プライバシーマーク付与認定及び、ISO/IEC27001 認証（国際規格）・JIS Q 27001 認証（日本産業規格）の両資格を取得していること。	
6 (2) ① ロ.	品質管理体制について ISO9001:2008、ISO9001:2015、又は CMMI レベル 3 以上のいずれかの認証を受けていること。	
6 (2) ② イ.	遂行責任者 調達と同等のセキュリティ要件を伴うシステム環境の運用保守業務責任者としての経験を有すること。	
6 (2) ② ロ.	情報セキュリティ担当者 情報セキュリティ業務の管理及び情報システム設計・構築・運用保守プロジェクトの経験を有し、情報処理安全確保支援士(RISS)、旧情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト試験(SC)又は旧情報セキュリティアドミニストレータ試験(SU)のいずれかの資格を有すること。	
6 (2) ② ハ	運用担当者 運用担当者は、公的機関のシステム運用支援経験を有すること。	

項目No.	要件	回答
6 (2) ③ ハ.	2「調達機器要件」のPC1について、技術的に満たすことを示す資料（メーカー仕様書をもって当該資料に代えることができる。）	
6 (2) ③ ニ	2「調達機器要件」及び4「機器設定要件」に定める二要素認証について技術的要件を満たすことを示す提案資料	

入札書

件名 臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式

金 円也
(内訳の総価 (※合計金額 (税抜) を記入すること)

【内訳】

(機器設置費用 金 円也)

(保守費用 金 円也)

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)
住 所

称号又は名称

代表者職氏名 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札の条件・入札説明、契約書（案）を熟知し、仕様書に従って履行するものと
し、頭書の金額を入札します。

令和 年 月 日

（競争参加者）

住 所 【記載要領】（2）及び
 （3）の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市○○○○○○○○		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	○○	○○	印
「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都○○○○○○○○		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	○○	○○	印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

(表面)

[illegible]

入札書在中

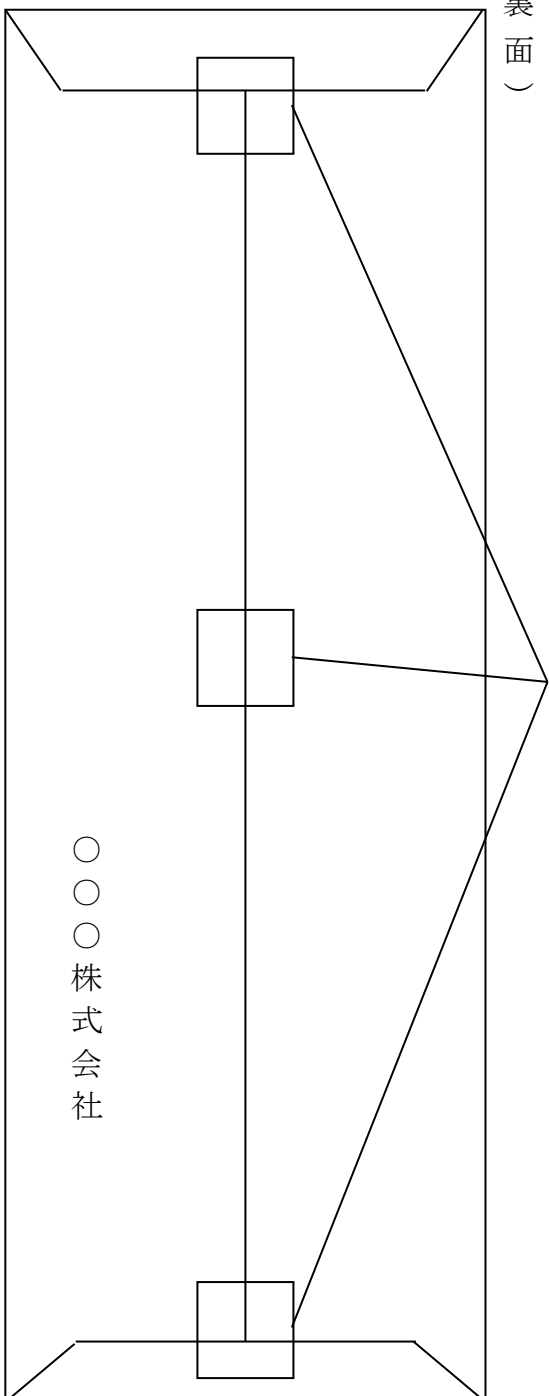
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

(裏面)



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： 臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和8年8月31日開札 件名「臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名 印

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。

【工事契約以外の場合は除く】

（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約係

提出先メールアドレス keiyaku@nibn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和8年8月17日（月）17時00分まで

適合証明書 : 令和8年8月21日（金）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類 : 令和8年8月27日（木）17時00分まで

入札書 : 令和8年8月28日（金）17時00分まで

開札日の日時 : 令和8年8月31日（月）10時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	臨床個人調査票データ解析システムのための機器調達及び環境整備 一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	(質問) 入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課